

第3学年社会科学学習指導案

日 時 平成19年10月16日(火)5校時
場 所 奥州市立水沢中学校3年D組教室
学 級 3年D組(男子20名 女子20名 計40名)
授業者 教諭 阿部信博

1 単元名

第2章 わたしたちの暮らしと民主政治 第2節 暮らしとつながる政治
小単元「裁判所」
(「現代の民主政治とこれからの社会」 「イ 民主政治と政治参加」)

2 単元について

教材観

本単元では「司法」について取り扱う。学習指導要領では、「現代の民主政治とこれからの社会」の「イ 民主政治と政治参加」中に「法に基づく公正な裁判の保証があることについて理解させる」とある。このことから、本単元では、裁判のしくみ、社会的な公正を守るため裁判の果たす役割が大きく、それによって人権が守られていること、三権分立に基づいた司法権の独立の意義、国民主権を実質化するため、裁判員制度による市民の司法参加の意義と重要性、以上4点を基礎的・基本的内容にとらえ学習活動を展開する。

特に に関しては、2009年(平成21年)5月までに裁判員制度はスタートすることに既に決定しており、裁判員は衆議院議員選挙の選挙権を有する者(中学3年生は平成24年以降)を無作為に抽出すると規定されている。つまり成人になった誰もが裁判員になる可能性があるということである。そこで、本単元の最後の部分に「裁判員制度」について扱う時間を設け、将来、裁判員として裁判員制度を支えることとなる中学生に対し裁判員制度についての心構えをもたせたい。また裁判員制度は、「刑事裁判」という「司法」の重要部分を大きく変革させる制度であり、国民生活に与える影響も多大なものと言えるので、裁判員制度の意義や重要性を理解させ、自らが将来の裁判員制度を担う意識をもたせたいと思う。

生徒観

男子・女子共に、社会に対しての興味・関心が高い生徒が多い。学級全体としての学力は高くはないが、実力テストに関して言えば、社会科の平均点は全体をやや上まわっている。挙手をしての発言は多くないが、自分の考えをもって授業に取り組んでおり、小グループの話し合いでは、他人の意見をよく聞き、自分の考えを補充して発表できる生徒もいる。また、大人びた意見がよくでて、教師を驚かす場面も多々ある。特に公民分野においてはそれが顕著である。

しかし、既習事項の一問一答を得意としているが、暗記に頼りがちな面が見られ、基礎的・基本的内容をフラッシュで覚えてはいるが、さまざまな事象を関連づけて考えることは苦手としている生徒が多い。

指導観

本単元では、模擬裁判を経験する中で、思考・判断を促す場面を設け、4人の小グループを基本単位とした学習活動を行うこととする。小グループはその生徒の考えに応じ、メンバーを組み替え、グループ内の意見交流の活発化を図ることとする。

架空の刑事事件の裁判を題材として、生徒自らが裁判員として参加することを想定しながら判決を考えていく過程を経験させる。生徒は自らを裁判員の立場に置き、与えられた事案から事実の抽出、証拠評価の検討などを行うこととなり、意見の異なる

他者を説得するため、自らの意見を論理的に表現していく力が求められる。生徒は自らを裁判員の立場においた上で他者と議論をする（実際の評議では裁判官3人、裁判員6人で行うが、授業では4人グループで行う）。この議論をすることで、事象を多角的に考察する力や、他者に自らの考えを適切に表現する力、自らの考えを補充し他者の意見を受け入れる柔軟性を体得する。実際の裁判においても、議論をし、評決へたどりつく過程で裁判員それぞれが大いに考え、大いに悩み、解決の糸口を探っていくだろうと思われる。このことから、これらの力は市民が参加する実際の裁判員制度において求められる必要な力だと思われる。これらの一連の学習を通じ、裁判員制度の意義と重要性を理解させたい。

3 単元の目標

- 司法や裁判員制度についての関心を高める。（社会的事象への関心・意欲・態度）
- 裁判員制度の導入の意義や重要性をさまざまな視点から考え、判断することができる。（社会的な思考・判断）
- 個々の事実を正確に把握し、その事実に基づいて自分の考えを適切に表現できる。（資料活用の技能・表現）
- 裁判のしくみや法に基づく公正な裁判、司法権の独立が憲法で保障されていること、裁判員制度のしくみや意義について理解している。（社会的事象についての知識・理解）

4 単元の指導計画

裁判所 (全8時間)		3つの要素の取り入れ		
		学 習 作 業 的 な	し 合 い の 話	流 と 共 有 の 交 流
	裁判のしくみ			
	裁判と人権			
	権力の分立			
	裁判員制度 1			
	裁判員制度 2 (本時)			

5 本時の学習

本時の目標

- ア グループ活動に積極的に取り組み、裁判員制度についての関心を高める。
【社会的事象への関心・意欲・態度】
- イ 裁判員制度が導入された意義・重要性について考える。
【社会的な思考・判断】

身に付けさせたい基礎・基本

- ア 自分の考えを分かりやすく他者に伝えたり、他者の考えを正確に理解する力。
- イ 裁判員制度のしくみやその導入の意義について考える力。

具体の評価規準

評価の観点	裁判員制度が導入された意義・重要性について考えることができる。		
	A 十分満足できる	B 概ね満足できる	C 「努力を要する」と判断された生徒への具体的な対応・手だて
社会的な思考・判断	裁判員制度が導入された意義・重要性について多面的・多角的に考え、まとめることができる。	裁判員制度が導入された意義・重要性について、自分の言葉でまとめることができる。	模擬裁判を体験してみて、考えたことや感想を書かせる。
社会事象への関心・意欲・態度	グループ活動に取り組んでおり、他の考えを取り入れながら自分の意見を発言している。	グループ活動に取り組んでおり、自分の意見を積極的に発言している。	「どうして有罪 or 無罪だとおもったの？」と聞き、その根拠を考えさせる

本時の指導構想

ア 3つの要素の取り入れ

作業的な学習について

小グループの話し合い後、2回目の評決のところに設定した。相手の意見を聞き、それらをふまえながら自分で判断する場面を設定している。個人で判断する場面であるので、個人でしっかり考えさせたい。

小グループでの話し合い

評議のところと課題について考えさせる場面に設定した。グループに必ず異なる意見ができるように、前時の個人の判断をもとにグループを設定する。評決はこの時点ではとらないので、この評議で結論をださなくてもよいこととする。有罪・無罪を証拠や根拠に基づいた話し合いを進めさせるように注意したい。恐らく感情や被害者及び加害者への同情で判断をする生徒もでてくると思われるが、それが裁判員制度の課題でもあるので、その点もふまえて話し合い進めばよい。

発言の交流と共有について

1回目は小グループの話し合いが終わった後に設定した。ここでは自分のグループ以外にも多くの生徒の意見も聞き、後の個人の判断につなげることを主眼とする。2回目はグループ毎に課題について話し合った後に設定した。ここでは本時のまとめにつながるものを全体で共有できるように導いていきたい。

イ 学びの成立について

学びの成立については、本時のねらいに即して次のように考える。

	学びの成立を見取る場面	ねらい	期待する生徒の姿
1	小グループでの交流	自分の考えを述べるだけでなく、他者の考えも自分の考えの参考にしている。	自分の考えを適切に述べ、また他者の意見を参考に自分の考えをまとめている。
2	全体での意見発表まとめ	課題解決に向け、多角的に考え、またそれをまとめることができる。	本時のまとめを自分のことばでまとめている。

本時の展開

段階	学習内容	生徒の学習活動	教師の評価・支援・留意点	備考	
導入 10分	1 前時の復習	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度についての基礎的内容を確認する。 ・学習課題を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> * 既習内容を想起させ、裁判員制度について学習する意欲をたかめる。 	この字	
	2 学習課題の設定				
なぜ、国民が裁判に参加する必要があるのだろうか？					
展開 30分	3 予想	<ul style="list-style-type: none"> ・前時に出された予想を確認する。 	前時で出された予想を黒板に貼る。	紙板書	
	4 課題の追求 評決（1回目）をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ・拳手し、自分自身と自分のグループの判決を知る。 	前時に行った評決から、異なる意見の生徒が必ず入るようにグループを組む。		
	グループ毎に評議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ毎に討議し、他者のさまざまな意見を知る。 ・有罪の根拠 ・金額とお札の種類的一致 ・忖度の針の跡の一致 ・男の特徴の一致 ・供述の信用性 ・無罪の根拠 ・「無罪」供述の一貫性 ・証拠に指紋がついていない ・犯人の顔を見ていない ・事件現場から遠い ・証人の証言が疑問 	1【関心・意欲・態度】 小グループの話し合いに積極的に参加しているか。 「どうして有罪 or 無罪だと考えたの？」と聞き、その根拠を考えさせる。 * 結論がでなくて良いことを確認する。 * 早く終わったグループには合意点や対立点を確認する。	4人グループ	
	意見を発表する。	作	<ul style="list-style-type: none"> ・評議や意見交流をふまえて個人で判断し、2回目の判決を考える。 	有罪 無罪の順で教師がすすめる。 結論はでなくても良い	
	評決（2回目）をとる。	発	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員をやってみた感想を書き、発表する。 	1回目の判断と異なってもよいこと、グループでの評議結果に拘束されないことを伝える。	学習プリント
	感想発表「裁判員をやってみてどうでしたか？」	発	<ul style="list-style-type: none"> ・感想や分かったことから、課題について考える。 		この字
	意見を交流し、考えを共有する。			生徒の意見からまとめにつながるものを板書していく。	
終末 10分	5 本時のまとめ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の声が直接的に反映される。 ・司法（裁判）がより親しみやすいものになる。 ・より公正な判断をすることができる。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でまとめ、プリントに記入する。 ・まとめを発表する。 	2【社会的な思考・判断】 裁判員制度が導入された理由について考えることができるか。 評議をする中で、気付いたことや感想を書かせる。 本時のまとめをもとに現状の裁判制度を振り返らせる。	学習プリント	
	6 次時の予告	<ul style="list-style-type: none"> ・次事の学習内容を知る。 			

6 諸資料

前時(「裁判員制度」1時間目)の授業の流れ

- 1 課題に対する予想・・・・・・・・・・「なぜ、国民が裁判に参加する必要があるのだろうか？」
- 2 裁判員制度の概要について知る・・ いつから始まるのか、どんな制度か、どんな裁判を扱うのか
裁判員の役割、評決の仕組み、裁判員に対する保護、守秘義務予想を学習プリントに記入し、発表する。
- 3 模擬裁判・・・・・・・・・・模擬裁判中に、論告メモ及び弁論メモに自分なりに有罪、無罪(有罪とはいい切れない)の根拠になると思う部分に線を引かせ(有罪 赤、無罪...有罪とはいい切れない 青) 判決を考えると、次時でグループで話し合うときに自分の考えの根拠とする。
- 4 1回目の判決を考える・・・・・・・・個人で1回目の判決を考え、判決とその理由を学習プリントに記入する。
- 5 評決をとる・・・・・・・・・・有罪or無罪に挙手する。

本時で扱う事例

1 開廷・人定質問

裁判長：それでは、被告人黒川広に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。名前はなんと言いますか？

被告人：黒川広です。

裁判長：生年月日は。

被告人：昭和60年5月11日です。

裁判長：仕事は何かしていますか。

被告人：何もしていません。

裁判長：本籍はどこですか。

被告人：岩手県奥州市水沢区東丑沢1の2です。

裁判長：住所は。

被告人：岩手県奥州市水沢区東丑沢1の2の3です。

2 起訴状朗読

裁判長：検察官、起訴状を読んでください。

検察官：公訴事実。被告人は、平成19年6月30日午後8時ころ、岩手県奥州市小川区辻1丁目付近の道路上で歩いていた阿部よね、当時78歳、の背中を後ろから突き飛ばして道路に転倒させ、抵抗できないでいる阿部から、現金5万5千円入りの封筒が入った巾着袋ごと奪い取り、このときの暴力で、阿部に、2週間の治療が必要となる右膝打撲などの怪我を負わせた。罪名及び罰条。強盗致傷、刑法第240条前段。

3 黙秘権の告知、被告人・弁護人の陳述

裁判長：ここで、被告人に注意しておくことがあります。被告人には、黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくてもかまいません。最初から最後まで、ずっと黙っていることもできます。質問に答えてもかまいませんが、話をしたことは、有利な証拠にも、不利な証拠にもなります。そこで、質問しますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容は、そのとおり間違いありませんか。

被告人：全然違います。私は、おばあさんを突き飛ばしてお金の入った巾着袋を奪ってなどいません。

裁判長：弁護人の意見はいかがですか。

弁護人：被告人が述べたとおりです。被告人は犯人ではなく、無罪です。

4 冒頭陳述

裁判長：検察官、冒頭陳述をお願いします。

検察官：被告人は、独身で、高校卒業後、決まった職に就くことなく、同居している両親から小遣いをもらって遊んで生活していました。被害者の阿部よねさんは、家賃を払うため、歩いて5分くらいの距離にある大家さんの家に向かう途中、被害にあいました。家賃の5万5千円は、前日の夜、よねさんの息子の英一さんが、1万円札4枚と5千円札3枚を封筒に入れて準備していました。よねさんは、家賃入りの封筒を自分の巾着袋に入れ、午後8時ころ自宅を出て、大家さんの家に向かいましたが、自宅を出て2、3分したところで、いきなり後ろから突き飛ばされ、うつぶせに倒されてしまいました。そして、後ろから走ってきた白っぽい長袖Tシャツを着た若い男が、よねさんの手から巾着袋を奪い取り、走って逃げ去りました。近くを通りがかった人が倒れているよねさんを見つけ、すぐに110番通報しました。警察官と救急車が到着し、よねさんは、救急車で病院に運ばれ、2週間の治療を必要とする右膝打撲と診断されました。警察が犯人を探したところ、事件のおよそ20分後、事件現場から直線距離で2キロメートルくらい離れたところで、白っぽい長袖Tシャツを着た被告人を見付けました。警察官が被告人に質問をしたところ、被告人は、ズボンの左ポケットに自分の財布、右ポケットに1万円札4枚と5千円札3枚を裸で持っていることが分かりました。警察官は、被告人がよねさんから巾着袋を奪った犯人であると判断し、その場で被告人を逮捕しました。なお、よねさんの巾着袋と封筒は、逮捕の場所から事件現場の方へ500メートルほど戻った道端に一緒に落ちていたところを、警察官が見付け、保管しました。

裁判長：弁護人、冒頭陳述をどうぞ。

弁護人：被告人は、事件当日の昼過ぎ、友達に会うため、電車を乗り継いで、事件があった現場の近くまで行きました。以前その友達から、仕事を紹介してもらえようという話を聞いていたので、頼んでみようと思ったのです。しかし、友達の家には前に一度だけしか行ったことがなく、場所が分かりませんでした。被告人は、かなりの時間、友達の家を探しましたが、結局、友達の家を訪ねることはできませんでした。被告人は、歩き回って疲れたことから、近くの公園で休んだり、本屋で立ち読みをしたりして、時間をつぶしていました。そのうち暗くなったので、被告人は、家に帰ろうと駅に向かって歩いていたら、いきなり警察官に呼び止められました。ポケットの中のものを出すよう警察官から強く言われ、びっくりした被告人は、言われたとおりにしました。すると、警察官は、被告人がポケットから出した現金5万5千円は、おばあさんからひったくったものだと言ったのです。被告人は、何度も違うと言いましたが、警察官から、お札の種類が同じだと言われ、結局、被告人は、犯人だと決めつけられ、逮捕されてしまいました。このとき被告人が持っていた現金5万5千円は、その2日ほど前に、友人に貸していた7万円を返してもらったものの残りでした。被告人は、逮捕された後も、そのことを何度も話しましたが、警察官は、話を聞いてくれませんでした。また、警察官が見付けて保管した巾着袋や封筒には、被告人の指紋は一切付いていませんでした。しかし、被告人は、釈放されることもなく、犯人に間違えられたまま裁判所に起訴されてしまったのです。

5 証拠の取調べ

裁判長：検察官は証拠について説明してください。

検察官：まず、1番目の証拠は、被害者の阿部よねさんが警察に出した被害届。

2番目の証拠はよねさんの供述調書であり、事件前日、息子の英一さんが封筒の中に現金を入れて、家賃を準備した際、英一さんは、よねさんが現金を落とさないよう、封筒の口をホッチキスで留めておいたこと、事件当日、よねさんは、夜になって家賃を持っていくことを思い出し急いで家を出たこと、後ろから突きとばされたときは、いきなりだったので犯人の顔は見なかったが、逃げていく犯人の後ろ姿を見て白っぽい長袖Tシャツを着た若い男だと分かったことなどの内容となっています。

3番目は、保管した封筒と巾着袋についての報告書で、保管した封筒の口にはホッチキスの針が残されていました。

4番目は、被告人が持っていた1万円札の報告書で、うち1枚には、福沢諭吉の絵の左肩あたりに、いったんホッチキス留めた後にそれをはずしたような穴が2つあいていました。

5番目は、保管した封筒に残されていたホッチキスの針と、被告人から押収した1万円札のうち1枚に残されていたホッチキスの穴とがその幅、大きさ、位置関係とも全く同じであるという報告書です。

6番目は、証拠物で1万円札4枚と5千円札3枚、封筒1枚です。それでは、1万円札4枚と5千円札3枚を被告人に示します。

まず、1万円札と5千円札ですが、すべて、逮捕されたときに被告人が持っていたものですが、誰のものですか

被告人：私のものです。

裁判長：それでは、次に、阿部英一さんから、証人として話を聞きます。阿部英一さんには嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。宣誓書を読み上げてください。

阿部：良心に従って真実を述べ、なにごとにも隠さず、偽りを述べないことを誓います。

裁判長：いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えてください。わざと嘘を言うと、「偽証罪」という罪で処罰されることがあります。では、検察官どうぞ。

検察官：よねさんが大家さんに渡す家賃を準備したのは、あなたですね。

英一：はい。

検察官：封筒の口をホッチキスで留めたのは、なぜですか。

英一：母は、だいが年をとっていて、以前、家賃を持っていくときに、現金が入った封筒だけを手に持って出て、途中で中の現金を落としてしまったことがありました。それからは、私も、必ず巾着袋に入れて持っていくよう母に注意していたのですが、注意を守らずに封筒だけ持っていても、中身を落とさないよう、ホッチキス留めをしておきました。

検察官：現金は、どの種類のお札で準備しましたか。

英一：1万円札4枚と5千円札3枚です。

検察官：どうしてですか。

英一：家賃は月末までに払わねばならず、前日の夜に私が思い出して、あわてて準備したのです。でも、家にあるお金は、1万円札が4枚と5千円札が1枚だけでした。それで、母のへそくりから5千円札1枚を出してもらいました。私も自分の財布から5千円札1枚を出して、全部で5万5千円にしたのです。

検察官：今、よねさんは、どんな様子ですか。

英一：診断書では2週間の怪我でしたが、年をとっているのです、怪我がもとで歩くのが不自由になってしまいました。

検察官：犯人に言いたいことはありますか。

英一：私が3歳のころに父が亡くなってから、母は、一生懸命働いて私を育ててくれました。「いろいろな人に親切にしてもらって、今の幸せがある」というのが母の口癖でした。でも、事件の後、母は、ほとんど外に出なくなり、口数も減りました。時々、父の写真の前で何か話をして、泣いていることもあります。晩年になって、こんなひどい目にあわなければならなかった母のことが、かわいそうでなりません。犯人のことは厳しく処罰してください。

検察官：終わります。

裁判長：次に弁護士どうぞ。

弁護士：家賃は、普段誰が準備していましたか。

英一：私が準備していました。

弁護士：渡すお札の種類は、いつも決まっていたか。

英一：1万円札5枚と5千円札1枚のことが多かったと思いますが、千円札が混じることもありました。

弁護士：毎月毎月家賃を払っていますが、過去の何年何月にお札の組み合わせがどうだったか、一つ一つ言えますか。

英一：・・・そこまでは、覚えていません、。

弁護士：今回事件の前日に準備したときの組み合わせが1万円札4枚、5千円札3枚と話していますが、本当に覚えているんですか。

英一：覚えています。

弁護士：過去の記憶はあやふやなのに、本当に自信をもって言えるんですか。

英一：古いことは忘れてしまいますが、まだ事件から日にちが経っていないので、よく覚えています。

弁護士：終わります。

裁判長：それでは終わりました。検察官は残りの証拠について説明してください。

検察官：残りは、警察官が被告人から聞いた話の内容が書かれた供述調書です。被告人の経歴、弁解内容などについて書かれています。

6 被告人質問

裁判長：では、被告人質問を行います。弁護人、どうぞ。

弁護人：あなたは、おばあさんから引ったくりをしてはいないんですね。

被告人：はい。全く身に覚えがありません。

弁護人：事件があった場所に行ったことは、

被告人：ありません。

弁護人：その日、あなたは、友達にどんな用事があったんですか。

被告人：仕事を紹介してもらうつもりでした。その友達が以前仕事を紹介できる、と話していたんです。

弁護人：友達の家場所は、分かっていたか。

被告人：一度その友達に連れられ、遊びに行ったことがあるんで、分かると思いましたが、今回1人で行こうとしたら、分からなくなりました。

弁護人：せっかく外出したんで、すぐには帰らなかったんですね。

被告人：はい。ほかに用事もありませんでしたから。

弁護人：警察官からは、どんなふうに声をかけられたんですか。

被告人：制服のおまわりさんが2人走ってきて、一方的に、「おたく、どこにいくの。」「何で声をかけられたか、分かるよね。」などと言ってきました。

弁護人：持ち物は、見せたんですか。

被告人：はい。「ちょっとポケットのものを見せて。」と言われたんで見せました。

弁護人：ズボンの右ポケットに裸で5万5千円を持っていたのは、なぜですか。

被告人：2日ほど前に、友達に貸していた7万円を返してもらいました。その中から、1万5千円だけ自分の財布に移して、残りは家に置いておくつもりだったのですが、ズボンのポケットに入れたまま忘れてしまっており、逮捕された日は、たまたまそのズボンをはいていたんです。

弁護人：終わります。

裁判長：それでは、検察官、どうぞ。

検察官：あなたが訪ねようとした友達の名前は、なんといいますか。

被告人：分かりません。

検察官：友達だというのに名前も知らないんですか。

被告人：よく行っているゲームセンターにときどき来ているので、そこに行けば会えますから名前を知らなくても、問題ありません。

検察官：友達の家に行こうとして、駅の改札口を出たのは、何時ごろですか。

被告人：午後2時ごろだったと思います。

検察官：警察官に声をかけられるまでの約6時間の間、何をしていたんですか。

被告人：2時間くらいは、友達の家を探していたと思います。その後、公園のベンチで寝たり、本屋で立ち読みをしたりして、ぶらぶらしていました。

検察官：夕飯は、どこかで食べましたか。

被告人：食べていません。

検察官：夜の8時までの6時間、あの辺りにいなければならない理由があったのですか。

被告人：特に理由はないです。ぶらぶらしていただけです。

検察官：被告人が7万円を貸したという友達の名前は、何といいますか。

被告人：知りません。

検察官：名前も知らない相手に7万円も貸したんですか。

被告人：貸しました。

検察官：名前も知らないで、どうやって返してもらうつもりだったんですか。

被告人：親友のそのまた友達なんです。その親友は信用できるやつで、その友達ということだから、金を貸したんです。

検察官：じゃあ、その信用できるという親友の名前は、何といいますか。

被告人：・・・言いたくありません。

検察官：どうして言いたくないんですか。

被告人：迷惑がかかるからです。

検察官：では、7万円をいつどこで、どのような状況で返してもらったのですか。

被告人：捕まる2日前でしたが、詳しいことはもう覚えていません。

検察官：被告人は仕事もしていないのに、どうして7万円も持っていたんですか。

被告人：仕事はしてませんが、小遣いをもらってましたし、貯金もありました。

検察官：証拠物の1万円札1枚を被告人に示します。この1万円札は、被告人が逮捕されたときに持っていたものですが、端に穴が2つあいています。これは、いつあいたものか、分かりますか。

被告人：分かりません。気付きませんでした。

検察官：証拠物の封筒1通を被告人に示します。この封筒の口には、ホッチキスが付いたままになっています。先ほどの1万円札にも同じ大きさのホッチキスの穴があいていました。1万円札が入っていた封筒の口をホッチキスで留めたときに、1万円札も一緒に穴をあけてしまった、ということではないですか。

被告人：それは、私には分かりません。

検察官：終わります。

裁判長：これで終わりです。

論告メモ・弁論メモ

論告メモ

(検察官) 検察官の意見は次のとおりです。

(検察官) 被告人が、犯人であることは以下に述べる理由から、明らかです。

まず、第1に、被告人が持っていたお金は、被害者から奪われた金と同一性が認められます。

その理由は、

(金の同一性)

まず、被告人が持っていたお金は、被害者が奪われた金額と同じ5万5、000円であり、「1万円札4枚、5千円札3枚」というお札の種類まで同じです。

また、被告人が持っていた1万円札に開いていた「2つの穴」は、その穴と穴の間隔、それぞれの穴の直径、位置などが、被害者が奪われた金が入っていた封筒に残されていた「ホッチキスの針の跡」と一致します。

さらに、被告人は、財布を持っていたにもかかわらず、5万5、000円もの大金を裸でポケットに入れていたのであって、不自然と言えます。

(検察官) 第2に、被害者が、犯人について供述する「白っぽい長袖シャツを着た若い男」という特徴に、被告人は一致しています。

(検察官) また、被告人が逮捕されたのは、奪われた巾着等が捨てられていた場所からわずか500メートルしか離れていない場所でしたし、被告人には、決まった仕事がなく、収入が不安定だったから、お金を目当てに事件を起こしても不思議ではありません。

(検察官) さらに、被告人は、訪ねようとした友達の名前や住所、金を貸した相手の名前を知らないと言ったり、金を貸した相手を被告人に紹介したという親友の名前を言えないなど、「あいまい」な説明しかできておらず、被告人の供述は、信用性に欠けるものです。

(検察官) 以上から、被告人が本件犯人であることに間違いありません。

弁論メモ

(弁護人) 弁護人の意見は次のとおりです。

(弁護人) 被告人は、犯人ではなく、無罪です。

(供述の一貫性)

被告人は、裁判の前から「自分は犯人ではなく、事件の現場を通っていない。」と一貫して供述してきました。

(指紋の不存在)

被害者が犯人に奪い取られた巾着袋や封筒には、被告人の指紋が付いていません。これは、被告人が巾着袋や封筒に触っていないことを裏付けます。

(弁護人) 検察官が指摘する証拠も、被告人が犯人であることを裏付けるものではありません。

(目撃者の曖昧さ)

被害者は、犯人の顔を見たわけではなく、

犯人は、「白っぽい長袖シャツを着た若い男」だったと言いますが、そのような男は被告人以外にもたくさんいます。

(事件現場からの距離)

また、被告人が逮捕されたのは、事件の発生から20分も後であり、その場所も、事件が起きた現場から2キロも離れているところであり、被告人が事件現場にいたことの裏付けにはなりません。

(所持していた現金)

被告人は、持っていた現金について、「事件の2日前に友人から返してもらったもの」と一貫して供述してきました。

他方、被害者の息子は、過去に家賃をどのようなお札の組合せで払っていたか、一つ一つは覚えてはいないと供述しました。そうすると、事件当時に持っていた現金が本当に1万円札4枚と5千円札3枚であったのか、疑問が残ります。

(弁護人) 以上のとおり、被告人が犯人であるとするには、合理的な疑いが残りますので、被告人は無罪です。